

発行 和歌山県知事公室 広報公聴課 〒640 和歌山市小松原通1-1 ☎0734(32)4111

県民の友 No.693

5月のこよみ
 ●消費者月間
 ●児童福祉週間
 ●愛鳥週間
 ●看護の日
 ●紀の国・川の日

1日～31日
 5日～11日
 10日～16日
 12日
 29日

期待しています。

未来のナインティーンゲール



県立医科大学看護短期大学部（写真右）が四月からスタートしました。和歌山市三萬の真新しいキャンパスでは、看護婦、看護士を志す78人の学生が学んでいます。県内では、昨年四月に県立なぎ看護学校が新宮市で開校し、また、県立高等看護学院も那賀町への移転に向け、準備が進められています。

県民の皆さんの健康を守る医療。看護は、医療の充実に欠かせない責任のある仕事です。県では、これから医療の高度化や高齢社会に向けて、県民の皆さんのが安心できる保健・医療体制を目指して、人材の育成・確保に力を注いでいます。

県民の皆さんの健康を守る医療。看護は、医療の充実に欠かせない責任のある仕事です。県では、これから医療の高度化や高齢社会に向けて、県民の皆さんのが安心できる保健・医療体制を目指して、人材の育成・確保に力を注いでいます。



熊野古道に道しるべ

下津町の熊野古道、塔下王子社跡から一壇王子社跡の区間に、道しるべが設置されています。生涯学習の振興と観光のPRの一環として下津町が実施したもので、地図を添えた道しるべや解説板を設置しています。

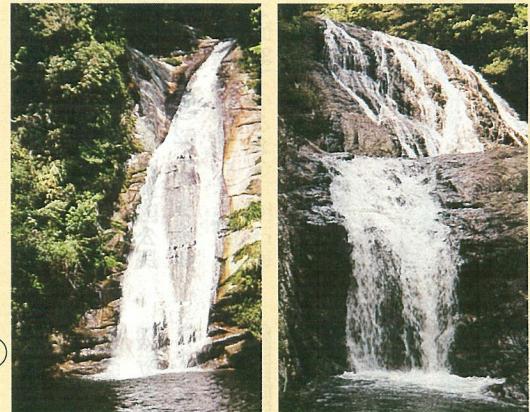
五月はハイキングに最高の季節。歴史のロマンを感じながら、ゆっくり歩くのもいいですね。

今月号では、串本町の角谷恵美子さんから送っていただいた「わかやま自慢」をご紹介します。

琴の滝、雲の滝

すさみ町河内付近に2つ美しい滝があります。琴の滝と雲の滝(二段滝の方)です。

○琴の滝は、まるで琴を立てかけたような形になっているのでそのように呼ばれています。琴の滝20メートル、雲の滝30メートルの高さです。



あなたのお気に入りの「わかやま自慢」をお寄せください。

場所、風景、建物、特産物など何でも構いません。簡単な説明文と写真を添えて住所、氏名、年齢、電話番号を記入し、

〒640 和歌山市小松原通1-1 県庁広報公聴課 県民の友「わかやま魅力再発見」係へお送りください。

魅力再発見

④



湯浅御坊道路とアクセス道路が開通

3月30日、待望の湯浅御坊道路が全線開通し、紀中地域が関西国際空港や京阪神都市圏の主要都市と自動車専用道路で結ばれました。

また、御坊市南塩屋の国道425号御坊バイパスと御坊市塩屋へ熊野の県道御坊中津線のバイパスも竣工。

これらの道路は、国道42号と御坊インターを結ぶアクセス道路として重要な役割を果たします。

坊IC~広川

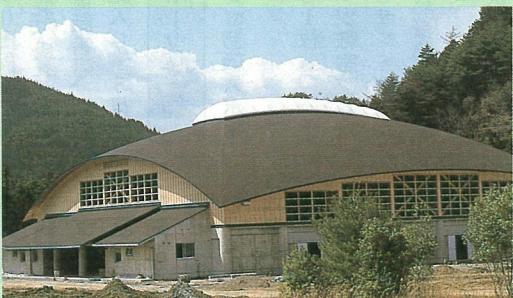


わかやま北南



湯浅御坊道路
川辺第2トンネル

緑の中でリフレッシュ



龍神村柳瀬に全天候型多目的ドームが完成し、5月中旬ごろオープンする予定です。

ドーム内部では、ゲートボールやテニスなどの各種スポーツを楽しめます。また、創作太鼓「龍神太鼓」の発表会など、文化活動にも広く活用できます。

スポーツで汗を流した後、龍神温泉で疲れをいやしていかがでしょうか。(龍神村)

自然を体験してください

古座川町月野瀬に「南紀月の瀬ぼたん荘」が、オープンしました。

四十人が宿泊できる客室のほか、「温泉館」では古くから地元で親しまれている月野瀬温泉に入浴できます。

木の香り漂う木造の「いろり館」は、いろりを囲んだ板の間の团体客専用の宿泊施設で、サークルの合宿などに最適。五月中旬に完成の予定です。

近くの清流・古座川では、鮎釣りやカヌーなど、自然を満喫できます。

くわしくは、ぼたん荘

(07357)21-0376へ

(古座川町)



作文の優秀作決定

同和問題に対する理解と認識を高めていたため、県内の児童、生徒をはじめとした皆さんから募集したところ、このたびその入選作が決まりました。

ポスター部門の最優秀作品は、11月の同和運動推進月間の啓発ポスターとして使用し、入選作文は、解説を加えた作文集として発刊します。また「県民の友」などで紹介する予定です。



野上中学校2年
石場衣美さん

県立博物館 (0734)36-18670

企画展「くらしの道具―美術品取得基金による新収蔵品―」5月26日まで 一般250円、高校・大学生80円、小・中学生100円 休館日 月曜日

紀伊風土記の丘 (0734)71-61223

花と緑の切手展 5月25・26日
サツキ盆栽展 5月31日～6月2日
園芸教室 「フラワーボールを作る」 5月19日
中学生50円 小・中学生100円 休館日 月曜日

県立植物園緑花センター (0734)62-4020
きのくに志学館の休館日
6月15日から15日まで、きのくに志学館(県立図書館、文化情報センター、県立文書館)は資料点検のため休館します。

お気軽にどうぞ

交通事故相談

常設相談

「常設相談」月～金曜日(東牟婁県事務所は水曜日を除く)
場所 県庁交通事故相談所、東牟婁県事務所

「弁護士による相談」●県庁交通事故相談所 毎月第1・3月曜日(5月は第2、3) ●伊都県事務所 5月22日

「巡回相談」●東牟婁県事務所 每月第1・3月曜日(5月は第2、3)

受付 午前9時～11時 場所 県庁県民相談室

「移動相談」●5月17日 广川町民会館

月22日 貴志川町役場B会議室 ●5月30日

本町文化センター 受付 午後1時～3時

*くわしくは (0734)41-2359 (交通

事故相談) 41-2356 (県民相談) 41-2359 (交通

みんなでつくろう 新時代・和歌山の21世紀

特集：地方分権

和歌山県総務部人事課

「地方分権」という言葉が最近話題になっています。

「地方分権」とは、簡単にいえば、国の権限を地方自治体（都道府県、市町村）に移すことです。なんだ、国と地方との権限争いかと思われる方もいらっしゃるかもしれません。そうではありません。和歌山県の未来を和歌山県で考え、実現していくことができるようになります。たとえば、今は、バス停一つを動かすにも国への届出が必要です。こういった暮らしに身近な事柄に対する国の関与をなくして、自分たちで決められるように社会の仕組みを変えることが「地方分権」です。

昨年の5月に「地方分権推進法」が成立し、地方分権は実現に向けて大きく動き出しています。

和歌山に住む私たちが望む「地方分権」を実現するためには、今こそ、県民の皆さんと行政が一体となつた取り組みが必要です。

このため、地方分権を県民の皆さんに一緒に考えていただきための資料として「地方分権特集」を作成しました。

「ゆとり」と「充実」をめざして、新時代の和歌山を築くための設計図は、和歌山県で暮らしている私たち自身で作ることができるような仕組みに変えていかなければなりません。県民の皆さんの一層のご支援、ご協力をお願いします。

ごあいさつ



和歌山県知事 勇
西 口

「地方分権」という言葉が最近話題になっています。

「地方分権」とは、簡単にいえば、国の権限を地方自治体（都道府県、市町村）に移すことです。なんだ、国と地方との権限争いかと思われる方もいらっしゃるかもしれません。そうではありません。和歌山県の未来を和歌山県で考え、実現していくことができるようになります。たとえば、今は、バス停一つを動かすにも国への届出が必要です。こういった暮らしに身近な事柄に対する国の関与をなくして、自分たちで決められるように社会の仕組みを変えることが「地方分権」です。

昨年の5月に「地方分権推進法」が成立し、地方分権は実現に向けて大きく動き出しています。

和歌山に住む私たちが望む「地方分権」を実現するためには、今こそ、県民の皆さんと行政が一体となつた取り組みが必要です。

このため、地方分権を県民の皆さんに一緒に考えていただきための資料として「地方分権特集」を作成しました。

「ゆとり」と「充実」をめざして、新時代の和歌山を築くための設計図は、和歌山県で暮らしている私たち自身で作ることができるような仕組みに変えていかなければなりません。県民の皆さんの一層のご支援、ご協力をお願いします。

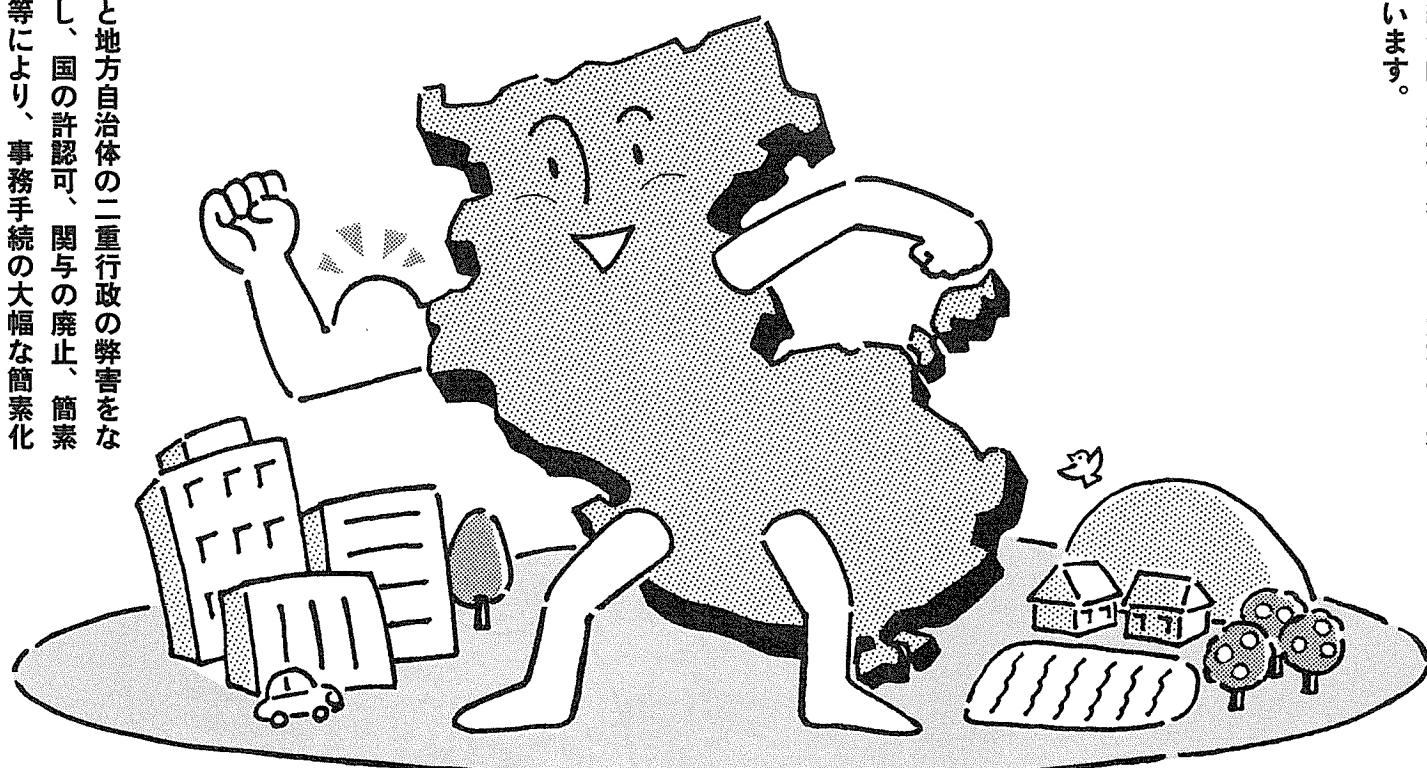
いま、なぜ「地方分権」なのでしょうか？

●現在の中央集権的な行政システムは、わが国の急速な近代化と経済発展をもたらしましたが、一方で首都圏への一極集中等の弊害を招いており、このままではいけません。

●地域の香りが感じられる個性豊かな地域づくりは、地域の実情を最もよく把握している地方自治体の企画、立案によらなければ実現できません。

地方分権が実現するとどうなるのですか？

●生活様式の変化などにより多様化した住民ニーズに対応し、ぬぐもりのあるくらしづくりを進めるために、国の縦割り行政を排除し、地方自治体が地域の総合的な行政を行うことが求められています。



- 国の様々な関与をなくすことにより、地方自治体が、自主的、総合的な地域の行政運営を行えるようになり、住民の要望をより的確に行政に反映することができます。
- 国は、外交、司法等国際社会における国家としての存立にかかる事務や全国的な規模で実施すべき事務等に専念することができます。
- 税、地方交付税、補助・負担金制度等の税財政制度全般を見直し、地方の事務量に見合った財源を確保することにより、自主的な事業の執行が可能となります。

ここが問題その2

なのに きない!?

県の組織には、法律等により必ず設置しなければならないもの（「必置規制」）があり、地域の実情にあわせて改正しようと思ってもできない場合があります。

たとえば、福祉事務所と保健所を統合し、双方の仕事を一緒に取り組めるようにすれば、お年寄り

ここが問題その1

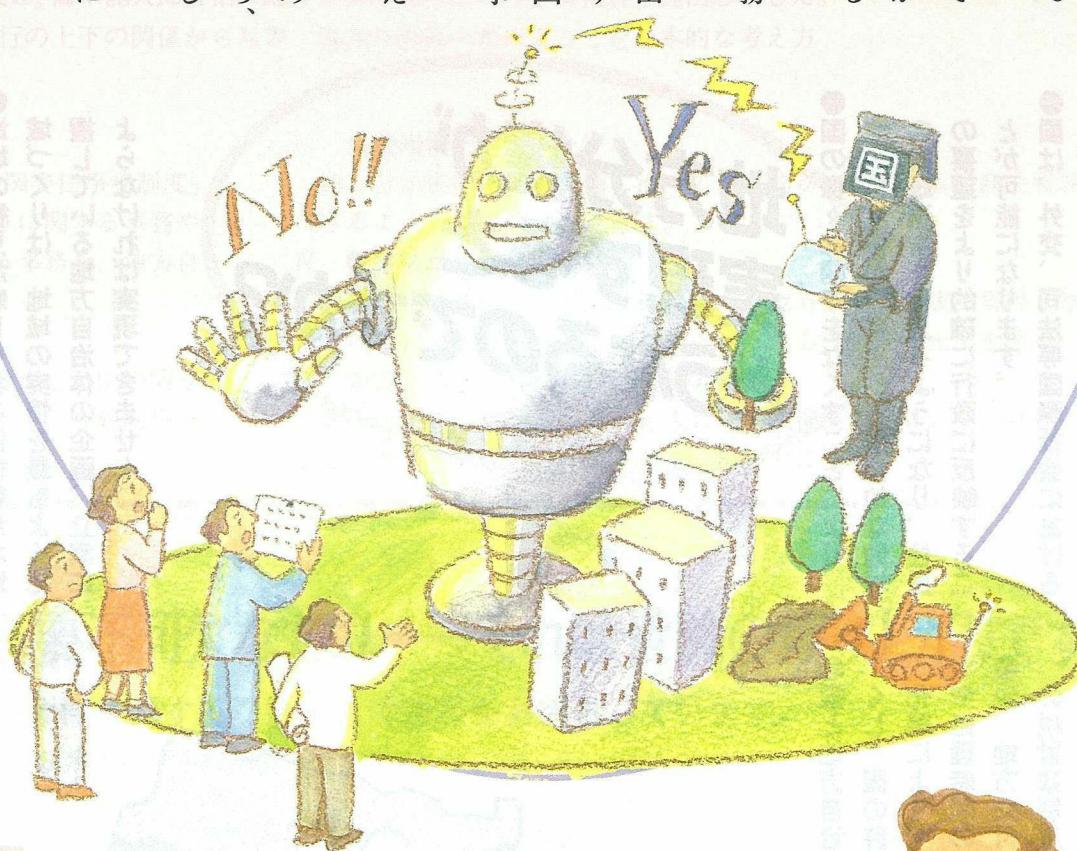
えつ 県は 国の下部機関!?

現在、県が行っている仕事の7～8割は、知事が国の下部機関として行っている国の仕事（「機関委任事務」）です。県が行っていても国の仕事ですから、知事は国からの指揮監督を受けることになります。

たとえば、まちづくりに関する事務もこのような機関委任事務ですので、県民の皆さんのお望を受け、和歌山県にふさわしいまちづくりを進めようと思つても、その内容が国が作った画一的な基準に従つていなければ、知事が優先してしまいます。

このようなことをなくしていくためには、県が行っている国の仕事のうち、県が主体的に地域のことを考え実行していくことが適当なものについては、国の仕事ではなく地方自治体の仕事にすべきです。

一緒にいい!!!



地方分権の時代に向けて 和歌山県の取り組み

地方の役割に応じた権限と財源が地方にまかされれば、和歌山県のことは、和歌山県のことを一番よく知っている私たちが考へ、決定することができるようにな



ここが問題その3

仕事の量は3分の2なのに収入は3分の1!?

学校を建設するためには必要なお金は、県民の皆さんや企業などからの税金でまかなわれていますが、このうちの3分の2が国税、3分の1が地方税です。しかし、仕事の量では3分の1が国、3分の2が地方自治体になっています。

これでは当然、地方自治体のお金が足りなくなりますから、その差額は地方政府交付税(※)や国庫補助金(※)などの形で国から地方自治体に渡されています。

しかし、この仕組みには次のような問題があります。

たとえば、施設を作るとなどに国庫補助金をもらうためには、形や大きさなどを国の基準にあつたものにしなければならないので、地域の実態や県民の皆さんへの要望に応じることができます。

また、補助金を受けるためには膨大な量の書類を作成し、何度も国へ説明に行く必要があります。

最初から仕事の量に見合った財源が確保されなければ、こういった無駄が省けます。

福祉を進めたり、道路を作ったり、福祉事務所

学校を建設するために必要なお金は、県民の皆さんや企業などからの税金でまかなわれていますが、このうちの3分の2が国税、3分の1が地方税です。しかし、仕事の量では3分の1が国、3分の2が地方自治体になっています。

これでは当然、地方自治体のお金が足りなくなりますから、その差額は地方政府交付税(※)や国庫補助金(※)などの形で国から地方自治体に渡されています。

しかし、この仕組みには次のような問題があります。

たとえば、施設を作るとなどに国庫補助金をもらうためには、形や大きさなどを国の基準にあつたものにしなければならないので、地域の実態や県民の皆さんへの要望に応じることができます。

また、補助金を受けるためには膨大な量の書類を作成し、何度も国へ説明に行く必要があります。

最初から仕事の量に見合った財源が確保されなければ、こういった無駄が省けます。

県の組織自由にて

め細かな総合サービスが提供できます。しかし、「国」が法律でそれを独立して設置することを義務づけているために実現することができません。

このような「必置規制」を廃し、地方自治体の判断で組織を設置できるようにする必要があります。

そのための体制づくりはどうなっていますか?

和歌山県では、地方分権

の時代に対応した自己責任

に基づく行財政運営を確立

するための指針として、昨年

11月に「行政改革大綱」を策

定しました。この大綱に基づ

き、今後おおむね3年間で地

方分権にふさわしい行政改

革を実施していきます。

和歌山県では、地方分権

の時代に対応した自己責任

に基づく行財政運営を確立

するための指針として、昨年

11月に「行政改革大綱」を策

定しました。この大綱に基づ

き、今後おおむね3年間で地

方分権にふさわしい行政改

革を実施していきます。

和歌山県では、地方分権

の時代に対応した自己責任

に基づく行財政運営を確立

するための指針として、昨年

11月に「行政改革大綱」を策

定しました。この大綱に基づ

き、今後おおむね3年間で地

方分権にふさわしい行政改

革を実施していきます。

和歌山県では、地方分権

の時代に対応した自己責任

に基づく行財政運営を確立

するための指針として、昨年

11月に「行政改革大綱」を策

定しました。この大綱に基づ

き、今後おおむね3年間で地

方分権にふさわしい行政改

革を実施していきます。

和歌山県では、地方分権

の時代に対応した自己責任

に基づく行財政運営を確立

するための指針として、昨年

11月に「行政改革大綱」を策

定しました。この大綱に基づ

き、今後おおむね3年間で地

方分権にふさわしい行政改

革を実施していきます。

和歌山県では、地方分権

の時代に対応した自己責任

に基づく行財政運営を確立

するための指針として、昨年

11月に「行政改革大綱」を策

定しました。この大綱に基づ

き、今後おおむね3年間で地

方分権にふさわしい行政改

革を実施していきます。

和歌山県では、地方分権

の時代に対応した自己責任

に基づく行財政運営を確立

するための指針として、昨年

11月に「行政改革大綱」を策

定しました。この大綱に基づ

き、今後おおむね3年間で地

方分権にふさわしい行政改

革を実施していきます。

和歌山県では、地方分権

の時代に対応した自己責任

に基づく行財政運営を確立

するための指針として、昨年

11月に「行政改革大綱」を策

定しました。この大綱に基づ

き、今後おおむね3年間で地

方分権にふさわしい行政改

革を実施していきます。

和歌山県では、地方分権

の時代に対応した自己責任

に基づく行財政運営を確立

するための指針として、昨年

11月に「行政改革大綱」を策

定しました。この大綱に基づ

き、今後おおむね3年間で地

方分権にふさわしい行政改

革を実施していきます。

和歌山県では、地方分権

の時代に対応した自己責任

に基づく行財政運営を確立

するための指針として、昨年

11月に「行政改革大綱」を策

定しました。この大綱に基づ

き、今後おおむね3年間で地

方分権にふさわしい行政改

革を実施していきます。

和歌山県では、地方分権

の時代に対応した自己責任

に基づく行財政運営を確立

するための指針として、昨年

11月に「行政改革大綱」を策

定しました。この大綱に基づ

き、今後おおむね3年間で地

方分権にふさわしい行政改

革を実施していきます。

和歌山県では、地方分権

の時代に対応した自己責任

に基づく行財政運営を確立

するための指針として、昨年

11月に「行政改革大綱」を策

定しました。この大綱に基づ

き、今後おおむね3年間で地

方分権にふさわしい行政改

革を実施していきます。

和歌山県では、地方分権

の時代に対応した自己責任

に基づく行財政運営を確立

するための指針として、昨年

11月に「行政改革大綱」を策

定しました。この大綱に基づ

き、今後おおむね3年間で地

方分権にふさわしい行政改

革を実施していきます。

和歌山県では、地方分権

の時代に対応した自己責任

に基づく行財政運営を確立

するための指針として、昨年

11月に「行政改革大綱」を策

定しました。この大綱に基づ

き、今後おおむね3年間で地

方分権にふさわしい行政改

革を実施していきます。

和歌山県では、地方分権

の時代に対応した自己責任

に基づく行財政運営を確立

するための指針として、昨年

11月に「行政改革大綱」を策

定しました。この大綱に基づ

き、今後おおむね3年間で地

方分権にふさわしい行政改

革を実施していきます。

和歌山県では、地方分権

の時代に対応した自己責任

に基づく行財政運営を確立

するための指針として、昨年

11月に「行政改革大綱」を策

定しました。この大綱に基づ

き、今後おおむね3年間で地

方分権にふさわしい行政改

革を実施していきます。

和歌山県では、地方分権

の時代に対応した自己責任

に基づく行財政運営を確立

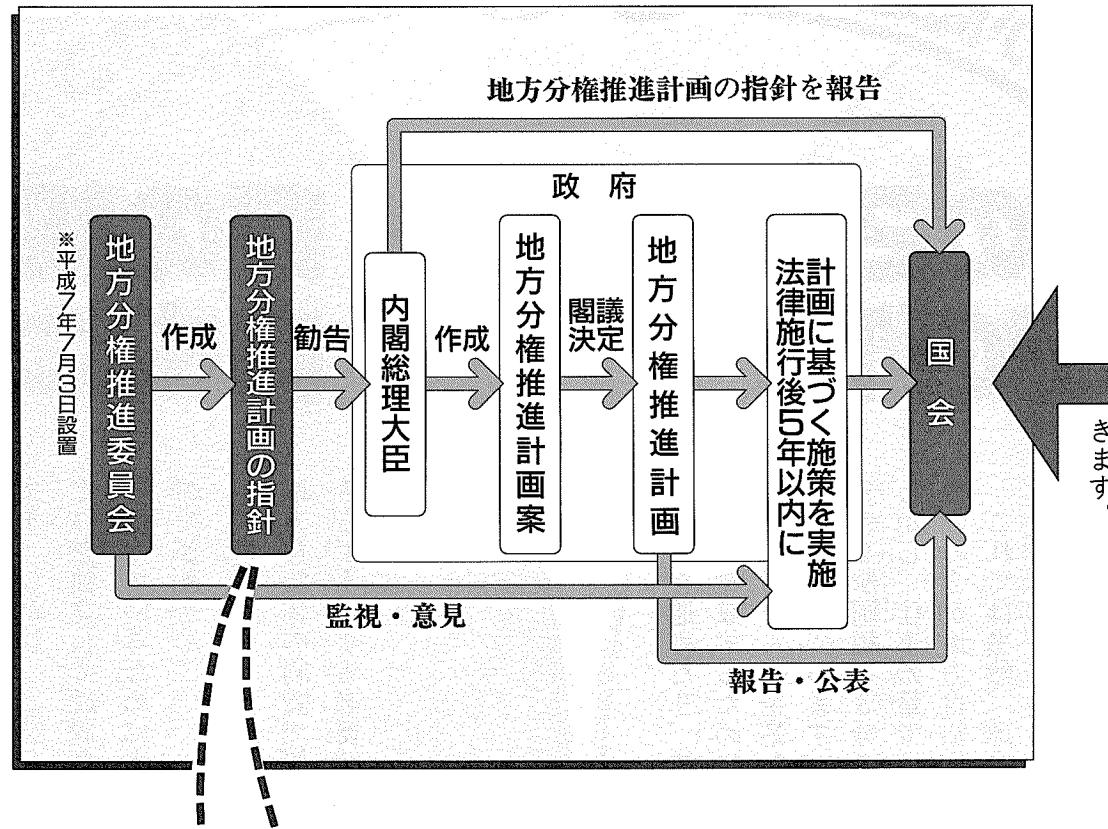
するための指針として、昨年

11月に「行政改革大綱」を策

定しました。この大綱に基づ

き

地方分権推進法による分権の進め方



国と地方の役割

日本は、国際社会における国家としての存立にかかる事務、全国的な規模で行う施策など本来果すべき役割を重点的に担い、地方自治体は地域における行政の自主的・総合的な実施の役割を広く担うこととされています。

地方分権推進委員会

政府は、地方分権の推進に関する基本方針を基に、地方分権推進計画を作成します。

ポイント① 國の役割・地方の役割

日本は、国際社会における国家としての存立にかかる事務、全国的な規模で行う施策など本来果すべき役割を重点的に担い、地方自治体は地域における行政の自主的・総合的な実施の役割を広く担うこととされています。

ポイント② 地方分権推進計画

政府は、地方分権の推進に関する基本方針を基に、地方分権推進計画を作成します。

ポイント③ 地方分権推進委員会

地方分権推進計画の指針を内閣総理大臣に勧告し、また、同計画に基づく施策の実施状況を監視するなどの権限をもつ地方分権推進委員会（有識者7人で組織）を置きます。

地方分権推進委員会中間報告のポイント

平成8年3月29日に、地方分権推進委員会が、橋本龍太郎首相に地方分権推進のための中間報告を提出しました。

中間報告は、国と地方自治体の関係を現行の上下の関係から対等・協力の関係へ改めることを基本的な考え方にして、次のことを提言しています。

I 機関委任事務制度の廃止

国と地方自治体とを上下の関係に置いていた「機関委任事務制度」を廃止し、土地利用、まちづくりなどの地域づくりに関する事務や、福祉、保健、教育、文化等のくらしづくりに関する事務を、地方自治体の事務にする。

II 国・地方自治体間の関係調整ルールの創設

国の地方自治体に対する関与を必要最小限度に縮小し、国の関与のあり方等に関する国と地方自治体間の係争について、客観的中立的な判断ができる「第三者機関」を設置する。

III 必置規制

地方自治体が地域の実情に沿って自主的かつ責任ある行政を展開できるよう、必置規制を見直す。

IV 国庫補助負担金と税財源

国庫補助負担金の一般財源化を進め、地方における歳出規模と地方税収入の差を縮小するという観点から地方税財源の充実を図る。

V 地方自治体における行政体制の整備

地方自治体は、事務事業の見直し、組織機構の見直し、定員管理の適正化など自主的に行政改革を一層強力に推進する。

地方分権を実現するために必要なもの——それは世論の盛り上がりです。

県民の皆さんの地方分権に関するご意見、ご提言をお待ちしています。

和歌山県総務部人事課 〒640 和歌山市小松原通1-1 ☎0734-41-2126 FAX0734-22-9312



地方分権推進法のポイント